

ID: 844

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可取消し		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の4の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年5月24日